

高松市立病院医療事故等公表基準

1 目的

市立病院は安全で安心な医療を提供し、市民から信頼される病院とならなければならない。市立病院で発生した医療事故の内容、原因、改善策等について自らこれを公表することは、病院運営と医療の透明性を高め、医療現場における安全管理に資するとともに、その後の事故防止を図ることとなる。

本基準は、医療事故等の公表に関し一定の基準を示すことにより、市民、患者の知る権利に応えるなど、社会的責任を果たすことを目的として定めるものである。

2 用語の定義

(1) アクシデント（医療事故）

医療に関わる場所で、医療の全過程において発生するすべての人身事故で、死亡、生命の危険、病状の悪化等の身体的被害及び苦痛、不安等の精神的被害が生じた場合のものをいう。なお、医療従事者の過失の有無を問わない。

(2) インシデント（ヒヤリ・ハット事例）

患者に被害を及ぼすことはなかったが、診療の現場で「ヒヤリ」及び「ハッ」とした経験を有する事例をいい、具体的には、ある医療行為が、患者には実施されなかったが、仮に実施されたとすれば、何らかの被害が予測される場合、又は患者には実施されたが、結果的に被害がなく、またその後の観察も不要であった場合等を指す。医療従事者の過失の有無を問わない。

(3) 過失のある医療事故（医療過誤）

医療事故のうち、医療従事者・医療機関の過失により起きたものをいう。

(4) 過失のない医療事故

医療事故のうち、医療従事者・医療機関に過失がないにもかかわらず起きたものをいい、合併症を含む。

3 医療事故等のレベル区分、公表基準及び公表の判断

(1) 医療事故等を次のとおり定める。

	区 分	傷害の 継続性	傷害の 程度	傷害の判断基準
インシ デント	レベル 0	なし	なし	エラーや医薬品・医療用具に不具合が見られたが、患者には実施されなかった。
	レベル 1	なし	なし	患者への実害はなかった。（何らかの影響を与えた可能性は否定できない場合）
	レベル 2	一過性	軽度	処置や治療は行わなかった。（患者観察の強化、バイタルサインの軽度変化、安全確認のための検査などの必要性は生じた。）
	レベル 3 a	一過性	中等度	簡単な処置や治療を要した。（消毒、湿布、鎮痛剤の投与、皮膚の縫合など）
アクシ デント	レベル 3 b	一過性	高度	濃厚な処置や治療を要した。（バイタルサインの高度変化、人工呼吸器の装着、手術、入院日数の延長、外来患者の入院、骨折など）
	レベル 4 a	永続的	軽度～ 中等度	永続的な障害や後遺症が残ったが、A D Lを害する機能障害や美容上の問題は伴わない。
	レベル 4 b	永続的	中等度 ～高度	永続的な障害や後遺症が残り、A D Lを害する機能障害や美容上の問題を伴う。
	レベル 5	死亡		死亡（原疾患の自然経過によるものを除く。）

(2) 公表基準を次のとおり定める。

	区 分	過失のある医療事 故（医療過誤）	過失のない医療事 故		
インシ デント	レベル 0	包括的公表			
	レベル 1				
	レベル 2				
	レベル 3 a				
アクシ デント	レベル 3 b			原則個別公表	
	レベル 4 a				
	レベル 4 b				
	レベル 5				

※なお、インシデント・アクシデントの全てについて、件数の公表は別に行う。

4 医療安全管理委員会

(1) 医療安全管理委員会は、インシデント・アクシデントについての収集・分析・再発防止策等を決定する。

(2) 各院の院長は、個別公表が必要なアクシデントについて、医療安全管理委員会の決定に基づき、公表する。

5 公表の方法

(1) 包括的公表

ア 公表項目

(2) 個別公表以外の代表事例について、概要及び改善策

イ 公表時期

年1回とする。

ウ 公表の方法

病院局のホームページにて公表する。

(2) 個別公表

ア 公表項目

医療過誤であることが明らかな医療事故のうち、レベル4 a～5の概要（アクシデント発生までの経過、発生時の状況及び発生後の対応等）

イ 公表時期

アクシデント発生後、速やかに行うことを原則とする。

ウ 公表の方法

報道機関への資料提供によることとし、病院局のホームページにて公表する。

(3) 上記(1)及び(2)にかかわらず、医療行為以外の事故であっても、病院運営上又は社会的に重大な影響を与えると考えられるものは、必要があればこれを公表する。

(4) 個人情報の保護

個別公表に当たっては、患者、医療従事者等、個人の情報に係るものを除くこととし、個人情報の保護に最大限の配慮を払うものとする。

(5) 患者及び家族への説明

個別公表に当たっては、事前に患者及びその家族に十分説明を行い、同意を得るものとし、同意が得られない場合は、原則として公表を差し控えるものとする。

6 その他

この基準に定めるもののほか、医療事故の公表に関し必要な事項は、別途定める。

7 適用等

この基準は、平成24年4月1日から施行する。

この基準は、平成25年4月1日から施行する。

この基準は、平成31年4月1日から施行する。

この基準は、令和5年1月1日から施行する。